

道路・交差点・橋梁予備設計業務委託  
【都市計画道路住吉四丁目善光寺線（善光寺工区）】

特記仕様書

甲 府 市

# 第1章 総則

## 第1条 適用

本業務は、山梨県県土整備部「測量業務共通仕様書」及び「設計業務共通仕様書」準拠し、『道路・交差点・橋梁予備設計業務委託【都市計画道路住吉四丁目善光寺線（善光寺工区）】』（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本特記仕様書は上記の『共通仕様書』を補完するものとし、定めのない事項については、発注者（以下「甲」とする。）と受注者（以下「乙」とする。）が協議し決定することとする。

注記：「測量業務共通仕様書」及び「設計業務等共通仕様書」はそれぞれ最新版を適用

## 第2条 業務の目的

本業務は、都市計画道路住吉四丁目善光寺線（善光寺工区）の事業化のため、測量及び土質調査を実施し、これらの成果等を基に道路予備設計並びに関連する県道との平面交差点及び橋梁の予備設計を実施するものである。

## 第3条 法令等の遵守

本業務は、本特記仕様書のほか、都市計画法、都市公園法、道路法等その他関係法令および通達に基づき業務を遂行する事とする。

## 第4条 疑義

本特記仕様書及び各共通仕様書に記載のない事項または疑義が生じた際には、「甲」と「乙」が協議し、甲の指示を受けるものとする。

## 第5条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から平成31年3月22日までとする。

## 第6条 貸与・供与品

「甲」は、業務の実施にあたり、必要な資料を「乙」に貸与あるいは供与するものとし、貸与品については、汚損等のないよう十分に注意する。なお、貸与・供与品の本業務以外の使用については、禁止する。

貸与品

- ・『甲府市都市計画道路見直し案』委託成果品
- ・『山梨県土質調査業務』成果品
- ・『その他業務の参考となる資料』

## 第7条 業務カルテ

「乙」は、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注時・変更時・完了時の業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、それぞれ10日以内（祝祭日含まず）に登録申請をするものとする。

## 第8条 報告の義務

「乙」は、協議および打合せ等の内容を、記録簿として業務打合簿により提出すること。また、業務進捗状況を随時監督員に業務打合簿により報告するものとする。

## 第9条 損害賠償

「乙」は、本業務履行中に第三者より受けた、または与えた損害については、乙の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて乙が負担するものとする。

## 第10条 秘密の保持

「乙」は、本業務中に知り得た事項および内容全般について、甲の許可なく漏洩してはならない。

## 第11条 瑕疵等

「乙」は、乙の瑕疵等に起因する修正・訂正箇所等が判明した場合には、甲の指示に従い、その後の対応について速やかに行うこととする。またその費用についても乙の負担とする。（業務完了後にも適用）

## 第12条 成果品の帰属

本業務における成果については、すべて甲に帰属するものであり、甲の承認を受けずに貸与や公表および複製をしてはならない。なお、本業務実施以前より、乙において権利を有するものについてはこの限りではない。

## 第13条 成果品の納入

本業務成果品の納入場所は、以下のとおりとする。

納入場所 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課

納品する成果品は、各共通仕様書に準拠し提出する。

### (1) 測量業務

- |         |                  |
|---------|------------------|
| ① 測量成果簿 | 3部（正本1部 副本2部）    |
| ② 図面    | 3部               |
| ③ その他資料 | 1式（打合せ簿等その他必要資料） |
| ④ 電子データ | 3部（形式は監督員の指示による） |

### (2) 地質調査業務

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| ① 地質調査報告書 | 3部（正本1部 副本2部）    |
| ② 電子データ   | 3部（形式は監督員の指示による） |

### (3) 設計業務

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ① 報告書（A4版）   | 3部（正本1部 副本2部）    |
| ② その他資料      | 1式（打合せ簿等その他必要資料） |
| ③ CADデータ     | 3部（形式は監督員の指示による） |
| ④ 縮小版図面（A3版） | 3部               |

## 第2章 測 量 編

### 第1条 作業範囲

本業務の測量作業範囲は、別途図面に示すとおりとするが、詳細は着手後に指示する。

### 第2条 主任技術者

受注者は測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 主任技術者は測量法に基づく測量士の有資格者であること。

### 第3条 土地への立ち入り等

共通仕様書第116条によるが、現地作業は事前に監督員に作業開始日を連絡するとともに、土地への立ち入り確認を受けるものとする。

### 第4条 安全等の確保

受注者は共通仕様書第132条により、本業務中の安全確保に努めるものとする。

### 第5条 作業内容

#### (ア) 基準点測量

現地測量に先立ち、3級基準点及び4級基準点を設置する。

#### (イ) 河川測量

橋梁予備設計及び河川協議に必要な資料を得るため、L=200mの縦断測量及び3箇所の横断測量を行う。なお、詳細な測量範囲は着手後に指示する。

#### (ウ) 現地測量

縮尺は1/500とし地形の区分は平地とする。

測量範囲は別紙図面の範囲とするが、詳細は着手後に指示する。

## 第3章 地質調査編

### 第1条 業務範囲

業務範囲は、別途図面に示す範囲とする。

### 第2条 準備及び後片付け、仮設計画

調査に必要な工事中建物、機械器具の配置その他の調査に使用する仮設（仮囲い）などの配置計画並びにその変更については、業務計画書に明記するとともに、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。

### 第3条 用地及び補償

無償貸与以外の民有地などを利用する場合の土地の借地補償などは、すべて請負者の負担と責任で行うものとする。

2 立木の伐採についても、請負者の負担と責任で行うものとする。

### 第4条 業務内容

業務内容は近傍調査成果から以下を想定するが、実施状況に応じて適宜必要な作業は追加し、不要な作業については実施しないこと。また、実施状況は随時監督員に報告し指示を仰ぐこと。なお、事前に協議が無く実施された作業については変更対象とはしないので、監督員と密に連絡を取ること。

#### (ア) 機械ボーリング

機械ボーリング φ 66mm (粘土・シルト)	L = 10.00m
機械ボーリング φ 66mm (砂・砂質土)	L = 10.00m
機械ボーリング φ 66mm (礫混じり土砂)	L = 5.00m

#### (イ) サウンディング及び現位置試験

標準貫入試験 (粘土・シルト)	N=10回
標準貫入試験 (砂・砂質土)	N=10回
標準貫入試験 (礫混じり土砂)	N= 5回

#### (ウ) 解析等調査業務

資料整理取りまとめ	1 業務
断面図等の作成	1 業務

## 第4章 設 計 編

### 第1条 設計範囲

設計範囲は、別途図面に示す範囲とする。

### 第2条 管理技術者

共通仕様書1107条第3項に規定する技術士の部門は「建設部門（道路）」及び「建設部門（鋼構造及びコンクリート）」とし、RCCMの部門は「道路」及び「鋼構造及びコンクリート」とし、いずれかの資格者の組合せとする。

### 第3条 照査技術者

受注者は、共通仕様書1108条第1項に規定する照査技術者を定めるものとする。又、共通仕様書1107条第3項に規定する技術士の部門は「建設部門（道路）」及び「建設部門（鋼構造及びコンクリート）」とし、RCCMの部門は「道路」及び「鋼構造及びコンクリート」とし、いずれかの資格者の組合せとする。

### 第4条 安全等の確保

受注者は、現地踏査等の現地作業において次に示す関係機関と綿密な連絡を取り、本業務実施中の安全確保に努めるものとする。

- ・中北建設事務所（河川及び道路管理者）
- ・甲府警察署（交通規制者）

### 第5条 業務内容

#### （ア）道路予備設計（A）

設計計画、現地踏査、路線選定、設計図及び関係機関との協議資料作成、照査、報告書作成を行う。

#### （イ）平面交差点予備設計

設計計画、平面・縦断設計、横断設計、交差点容量・路面表示、設計図、関係機関との協議資料作成、照査、報告書作成を行う。

#### （ウ）橋梁予備設計

設計計画、設計計算、設計図、概算工事費算出、照査、報告書作成を行う。

#### （エ）関係機関打合せ協議

道路管理者（山梨県）、交通管理者（公安委員会）、河川管理者との協議を行う。協議にあたっては原則同席するものとする。